

議案第 8 号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和 55 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「保育所」の次に「（指定管理者（第 8 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。次条ただし書において同じ。）に管理を行わせる保育所を除く。）」を加える。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者に保育所の管理を行わせる場合は、当該指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 8 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に保育所の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）保育所における保育に関する業務
- （2）保育所の施設、遊具その他設備の維持管理に関する業務
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、保育所の管理を行わなければならない。

4 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 5 条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「市長が特別の事情があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成25年2月22日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

狭山市立祇園保育所の効果的な運営を図るため、狭山市立保育所の管理について指定管理者制度を導入したいので、この案を提出するものである。